

道元と南嶽「瞞他不得」の話について

鈴木 格 禅

一

『永平広録』第五卷は、義演（一一三—一四）の編集になる「永平禅寺語録」（門鶴本の表記）であるが、そのほとんど末尾に近く、次の如き上堂の説法が収録されている。

上堂云、記得、僧問南嶽、如鏡鑄像、光婦何處。南嶽曰、大德未出家時相貌、婦甚麼處。僧曰、像成後、為甚麼不鑑照。南嶽曰、雖不鑑照、瞞他一点也不得。這一段因縁、二十年前、一經耳根、得力已來、握在拳裡、未曾放下。山僧聊有山偈。良久云、如鏡如何鑄三万像、未曾打三破淨光明、万年鍊得百千烹、豈得瞞他一点生。

この説法の成立に直接する諸件、およびその宗教的内容等について、いささか試見をのべてみたい。

二

『永平広録』（以下『広録』とのみ）全十巻のうち、第八巻

道元と南嶽「瞞他不得」の話について（鈴木 木）

以降の諸巻は、小参、法語、頌古、自讃、偈頌等を、それぞれに分類して各別に編集したものであるから、説法示衆の「時」と「処」とを限定しての記録は、第七巻までとする他はない。『広録』第一巻は「興聖寺語録」（詮慧編）、第二巻は「大仏寺語録」（懷昇編）、第三巻から第七巻までが「永平寺語録」（第三巻・第四巻は懷昇編、第五巻から第七巻まで義演編）である。

大仏寺が永平寺と改称せられたのは、寛元四年（一二四六）六月十五日であるから、以後、建長五年（一二五三）八月二十八日入滅までの凡そ七年間に、道元は永平寺において、概算三百五十五回の上堂説法をしていることになる。建長四年（一二五二）夏のころより微疾を発し、『建旻記』、翌、建長五年七月六日「御病増発」（『御遺言記録』）とあるから、それに相当する期間を除いて、かりに正味六カ年間の説法とすれば、月平均約五回の説示となる。『正法眼蔵』の撰述は、寛元四年（一二四六）九月十五日の「出家巻」を境に急に途切

道元と南嶽「瞞他不得」の話について（鈴木）

れ、示寂の年すなわち建長五年（一二五三）正月六日の「八大人覺卷」をもつて終焉する。この間に約六年の経曆がある。もっとも、「出家卷」を撰した翌年の宝治元年（一二四七）八月には鎌倉に行化し、建長元年（一二四九）には「吉祥山永平寺衆寮清規」一卷を撰したり、「洗面卷」を重ねて示衆せられたりしてはいるが、延応元年（一二三九）御歳四十歳の頃から寛元四年（一二四六）四十七歳に到るまでにみられるような、さかんな著作活動はない。

『広録』第二卷「大仏寺語録」によれば、道元が大仏寺に移ったのは、寛元二年（一二四四）七月十八日であるが、「四方の学侶が座下に雲集」したのは、翌、寛元三年乙巳である。「大仏寺語録」は、この年の「結夏上堂」からはじまり、寛元四年の「天童和尚忌上堂」をもって終る。「天童忌」は七月十七日であり、二日前の七月十五日は解夏の日である。天童忌上堂の前に、当然のことながら「解夏上堂」が収録されている。『広録』第二卷は、寛元三年の結夏から翌年六月の、「改大仏寺称永平寺上堂」を挿んで解夏にいたる一年間の上堂の記録である。その数五十八回、やはり月に概ね五度の割合となる。

『広録』上堂の排列順序は必ずしも正確であるとはいえず、説示年次混在の疑なしとしないが、かりに月五回の上堂を一応の標準とし、寛元二年にはじまる『広録』第二巻を基

点として、同第五巻の末尾にある南嶽の「瞞他不得」の話までを略算してみると、甚だ不確実ながら、その説示の時期は宝治二年（一二四八）の末頃か、または翌建長元年（一二四九）の半ばごろと推定することができるように思う。この説示時期の推定は、後に述べる説示の内容と関連して、かなり重要な意味をもつものと考えられるが、それを確定する手懸りを完全に欠除している。

三

道元が依用した南嶽の本則は、真字『正法眼蔵』中巻の第十六則である。この則は『祖堂集』卷三、『景德伝灯録』卷五、『天聖広録録』卷八、『聯燈会要』卷四、それに『五灯会元』卷三等に載せられているが、駒大・石井修道教授は一九八四年十一月、同大学第三十回宗学大会において、真字『正法眼蔵』に収録せられた本則が、『宗門統要集』卷三によるものであることを明かにされた。

四

この上堂法語について気になることは、道元が、「コノ一段ノ因縁、二十年前、ヒトタビ耳根ニ経テ得力シテヨリコノカタ、拳裡ニ握在シテ未ダ曾テ放下セズ」（原漢文）と提唱していることである。『広録』の上堂法語排列の順にそのまま

随えば、この説示は建長二年（一二五〇）の仲秋の頃になされたものとされよう。もしそうであるとすれば、それを遡ること二十年、寛喜二年（一二三〇）道元は、叡山の圧迫によって、京都建仁寺より深草の安養院に移られたところである。

そのころの道元に、こと改めて、「ヒトタビ耳根ニ經テ得力シテヨリコノカタ、拳裡ニ握在シテ未ダ會テ放下」し得ないような宗教経験があったとは、どうしても思われない。安貞二年（一二二八）宋より帰朝せられて、建仁寺に落着かれた道元の耳目に映ったのは、柴西在世のところとは打ってかわった僧院の墮落と、行道・規矩の弛緩振りであった。それゆえ「二十年前の得力」は、在宋中の出来事であったと考えたい。もしこの説示が宝治二年を下限とするものであるなら、二十年前、道元はなお如浄の膝下に參学中であるから、この述懐に似た表現は自然に受容することができる。しかしこれを建長元年以降の説示としてしまうと、改めて三十歳から三十二・三歳ころまでの、その説示に相当する道元の宗教経験の有無を精査し、これを推定もしくは確定するほかはない。それが途方もなく困難であるとすれば、この説示を特定する条件は、やはり説示時期である。

『広録』第五卷には、いま問題としている上堂の五つ前に、「臘八上堂」が収録されており、「日本国先代會伝ニ仏生會・仏涅槃會、然而未ニ會伝ニ行仏成道會。永平始伝已二十年

道元と南嶽「瞞他不得」の話について（鈴木）

矣。」とある。また『広録』第八卷に採録せる「除夜小參」には「我日本国、前代未ニ嘗聞ニ其名字、何況行乎。永平始而伝レ之以来、已經二十年一矣」とある。駒大・伊藤秀憲助教授は、この兩者についてすこぶる綿密に検討され、断定を避けながらも、双方ともに建長二年の説示であるとしている。もし南嶽の本則を準ずるこの説法を、同じく建長二年のことと措定し、強いて要因を求めるとすれば、真字『正法眼藏』編集のため、灯史各本を渉漁して、「三百則」を蒐集する途中の出来事であったかもしれぬ。しかしながら、その時期に三百則を蒐集していたことすら、これを特定する証拠は何もないのである。

五

江戸時代の中葉、学匠指月慧印（一六八九—一七六四）は『拈評三百則不能語』三卷を撰したが、明和三年（一七六六）四月、法嗣瞎道本光（一七一〇—一七七三）が後序を書き、翌明和四年に刊行された。指月は『三百則』中巻第十六の本則を、「大慧如鏡鑄像」と目次し、次のごとく拈評している。

〔師云〕。此僧坐三像中。未レ得レ見。汝道レ鑄レ像。豈謂不ニ鑑照一。汝解ニ再問。豈無光乎。但恐空說ニ鏡像。未ニ會鑑照。如何鑑照。未出家時は阿誰。」

しかし道元は、南嶽の本則を紹介したあと、（これによって）

道元と南嶽「瞞他不得」の話について（鈴木木）

得力してから、二十年、しっかりと我が拳裡にあって、いまだ會つて放下したことはないと言ふたとに、「如鏡如何鑄三万像」未_レ會_レ打_レ破淨光明、万年鍊得百千烹、豈得_レ瞞他一点生」と頌している。道元のこの頌の意図するところは、指月の拈評とは余程の徑庭があるように思われる。後述するごとく、道元の仏法の大事と肝要は「不被瞞」という点に存するもののように理解されるから、「如鏡鑄像」という先哲の題筈があるにもかかわらず、ここには敢て「瞞他不得」と標記することとした。

六

道元の宗教の核心が、「不被瞞」あるいは「瞞他不得」という語によつて表現せられる「事実」にあるであらうということは、通本・延宝本『広録』では第一巻の劈頭に置かれ、門鶴本では、その四十八番目に位置する上堂の説法等によつて明かである。次のとおりである。

上堂云、山僧是歷_レ叢林_二不_レ多、只是等閑見_二先師天童。然而不_レ被_二天童謾_一、天童還被_二山僧謾_一。近來空乎還鄉、所以山僧無_レ佛法、任運且延時。朝朝日東出、夜夜月落_二西。雲収山谷靜、雨過四山低。三年必一聞、雞向_二五更啼_一（門鶴本による）。

門鶴本と通本・延宝本との間には、字句の相違や文言の出入が、かなりみられる。

門鶴本にある「謾」字を通・延宝本では「瞞」に作るが、字義は同じである。

『広録』第二巻、「大仏寺ヲ改メテ永平寺ト称スル上堂」（原漢文）の次には、次のような説法がある。

上堂云、参学人須_レ具_二衲僧眼睛_一始得。既具_二衲僧眼睛_一、被_二旁觀換_二木患子_一始得。若被_二木患子換却_一、不_レ被_二大地瞞_一、不_レ被_二蓋天瞞_一、不_レ被_二拄杖瞞_一。入水入火不_レ溺不_レ燒、見仏見魔自如自在。良久云、作麼生是適來道底。若有出來對_レ衆呈看、永平許_二衲参学事畢脫_一。或未_レ然、拄杖子笑_レ懶在。雖然如是、若喚_二作伊眉毛墮落_一。

また同巻の末尾に、「天童和尚忌」の上堂として「入唐学歩似邯鄲、運水雖勞柴也般、秦主莫言瞞趙璧、天童却被道元瞞」の偈を再治したと覺しき「入唐学歩似邯鄲、運水幾勞柴也般、莫_レ謂先師瞞_二弟子_一、天童却被_二道元瞞_一」という頌が載せられている。

道元は、衲僧が眼睛を具するというのは、「不_レ被_レ瞞」という事実を十二分に学得し身につけることであるという。それが、まことに自己のものとして、実生活に具體的となつたとき、たとい「水に入り火に入るも溺れず焼けず」、また如何なる状況にあつても、そのまま自在であることができる。まさにかくの如くなつたとき、自分（道元）は始めて参学人の大事が畢脱したことを認め、これを許すであらうというの

である。末尾の偈は、さきに挙げた「空手還郷」を高唱した示衆と、完全に表裏一如である。永平道元は天童の仏法の正嫡とし、その子となって如浄に蔵身し、如浄は道元の本師とし、また、親となって、その子道元に姿を没する。先師天童の煖皮肉が、そのまま永平道元の血脈となって、民族を超え国境を越えて歴史に連続し、時代に生きてはたらくものとなったのである。瞎道本光は「進歩スラクハ被人瞞ノ端的ヲ参取シテ、或従ノ身心一如ナル、不被瞞ヲ便乃空手還郷ナルベシ」(永平広録『点茶湯』)といっている。

七

真字『正法眼蔵』は、仮字『正法眼蔵』の基礎をなすと共に、その素材を提供するものとしても重要である。南嶽の「瞞他不得」の話は、仮字『正法眼蔵』(以下「眼蔵」)「古鏡」の巻に登場するが、道元の拈弄は簡潔である。

いまこの万像は、なにもものとあきらめざるに、たづねれば鏡を鑄成せる証明、すなはち師の道にあり。鏡は金にあらず、玉にあらず、明にあらず、像にあらずといへども、たちまち鑄像なる、まことに鏡の究弁なり。光帰何処は、如鏡鑄像の如鏡鑄像なる道取なり、たとへば像帰像処なり、鑄能鑄鏡なり。大徳、未出家時相貌、向甚麼処去、といふは、鏡をささげて照面するなり。このとき、いづれの面をかすなはち自己面ならん。師云、雖

道元と南嶽「瞞他不得」の話について(鈴 木)

不鑑照、瞞佗一点也不得といふは、鑑照不得なり、瞞佗不得なり。海枯不到露底を参学すべし。莫打破莫動著なり。しかありといへども、さらに参学すべし、拈像鑄鏡の道理あり。当恁麼時は、百千万の鑑照にて、瞞瞞点点なり。(『岩波文庫 本』)

すべては「ハタラク」の世界である。「鏡」も「像」も「ハタラク」の事実を措いてほかにない。「ハタラク」は「瞞他不得」の実際である。「思量」も「不思議」も「ハタラク」の様相であり、「真」も「妄」も「ハタラク」の実相である。ここには断尽し捨離すべき、「妄」の実体は存在せぬ。「妄」づから、「まこと」である。「百千万の鑑照にて瞞瞞点点なり」とは、そのことをいう。自己存在そのものをもくるめ、あらゆる存在、ものから、ことがらの一切は、すべて「ハタラク」の様態である。道元はこれを「現成公案」といい、「公案現成」といい、「全機」といい、「都機」という。或は「有時」といい、「仏性」といい、「法性」といい、「恁麼」といい、「古仏心」といい、「梅花」という。「古鏡」は、それらと内容を全く等しうする一つの称呼であるにすぎぬ。

「古鏡」の巻は、仁治二年(一二四二)九月九日、興聖寺において示衆された。「瞞他不得」「不相瞞」を骨子とし肝要とする道元の説示は、このあとしばらく続く。仁治四年(一二四三)十一月六日、吉嶺寺における示衆「梅花」。仁治四年

は二月二十六日に改暦され、寛元元年となる。ついで同暦十一月十三日、吉峰精舎における「十方」、同十一月十九日、禪師峰における「見仏」、翌、寛元二年（一二四四）二月二十四日、吉峰精舎における「三十七品菩提分法」、同暦二月二十九日、同寺における「自証三昧」、同暦三月九日、同寺における「大修行」、同暦、時期不明であるが越前の山奥で重ねて示衆された「春秋」、これらの『眼藏』諸巻の中には、たとえば「三十七品菩提分法」の「信力は、被自瞞無迴避処なり」のごとく、同一事実を示すに反語的表現をもつてするところもないではないが、道元は畢竟「瞞他不得」「不相瞞」の消息を説いて倦まない。

先師如浄の業籠中に、完全に自己を投托した道元は、如浄の説示やその偈頌を引いて、自己の仏法を演暢することが甚だ多いけれども、「梅花」「見仏」の両巻に挙げられているのは、如浄が示衆した波斯匿王と賓頭盧尊者との問答であり、南嶽の則とは素材が異なる。しかしながら、「不相瞞」を主唱する究極は、南嶽の「瞞他不得」と同軌である。波斯匿王の話は『広録』第七巻にも引用され、如浄のこの則についての「策_二起眉毛_一答_二問端_一、親曾見_レ仏不_二相瞞_一、而今_二応_二供四天_一下_二春在_二梅梢_一帶_二雪寒_一」という偈の韻を續いて道元は、「親曾見_レ仏語言端、策_二起眉毛_一欲_レ不_二瞞_一、功德田春花未_レ落、瓊林老鶴翼猶寒」と頌している。「不相瞞」としての「見仏」

は、仏を向うに置いて、対象的に見ることではない。「見るもの」と「見られるもの」が相對するかぎり、真に「見た」ことにはならぬ。「見るもの」が見られるものの方に、余すところなく己れを失い、「見られるもの」が「見るもの」の中に、全くその姿を没したとき、「見」の事実が現成する。「見るもの」(A)と、「見られるもの」(B)が相對するとき、どこまでもそれは相對の世界を脱することはできぬ。AがBに消えるということは、同時に、BがBとして限定せられた世界を喪うということである。このことは、Aの側からいえばAのみであってBは身をかくし、Bの側からいえば全体BであってAの姿は存しない。かりにAを衆生、Bを仏と措定してみるとこの論理の構造が、或程度明確になるように思う。さきに挙げた法語の中で道元が、「近來空手還鄉、所以山僧無_レ仏法」といったのも、この道理と深く関わる。「摩訶般若波羅密」の巻で道元が、「色即是色」「空即是空」というのも、その例証に他ならぬ。「親しく仏を見る」とは、自己の前に、自己に対する仏を見るのではなくして、「自己もと道中に在って、迷惑せず、妄想せず、顛倒せず、増減なく、誤謬なきことを」信じ、明らめ、行じてゆくことである。「不相瞞」ということの実際はその如くであると思われる。「仏が仏する」とか「自分が自分する」という如き表現が、もし許されれば、それが「不相瞞」「瞞他不得」という

言葉によって表現された事実を、具体的に生きていることを直指するものであるということができようであらう。道元のいう「見仏」とはまさに、そのような生の実際について言ったものに相違ない。

また、「正念道支は、被自瞞の八九成なり、念よりさらに発智すると学するは、捨父逃逝なり、念中発智と学するは、纏縛之甚なり。無念はこれ正念といふは、外道なり」(『三十七品菩提分法』)という説示は、無念を正念と誤る思弁の傾向を打破するものとして重要である。「被自瞞の八九成なり」とは、思念の起滅は起滅に一任して、一切の恣意的加工をしないということである。「ハタラキ」のままに打ち任せて、いささかの私意も介入せしめないということである。正念は、無念になることでも、無我を志向することでもない。もと無念であり、本来無我である事実完璧に随順し、そこに自己の全体を投托廃棄することである。

八

小論のはじめに述べたように道元は、南嶽の「瞞他不得」の話について、「這一般因縁、二十年前、一經耳根、得力已来、握_三在拳裡、未_三曾放下」といっている。しかし仔細にみてみると、ここにいう「得力」が、南嶽の本則に直接するものであるのか、それとも如浄の膝下に参学の大事を了畢し

道元と南嶽「瞞他不得」の話について(鈴木)

たその事を指すのか、必ずしも明了ではない。大宋嘉祿元年(一二二五)夏安居中、僧衆を叱責激励する如浄の、「身心脱落」の語によって道元は、宗教的大転換を完了する。そういった宗教経験の決定のときと、南嶽の本則との解逅が、別事であり異時であったとしても、決しておかしくはない。如浄の語を契機とする道元の、大いなる内面的転回と跳躍が一箇の新鮮な択法眼となつて、南嶽の話題にあたらしい感銘を持つということとは、十二分に考えられることである。これを許容するとすれば、すでにのべたごとく、この説法のなされた時期を、建長二年としても一向に差障りはない。文字通りに諒解すれば、それより二十年前、すなわち三十一・二歳のころ道元は、南嶽の則をみて、大いに「得力」したことになる。しかし、もしそうであるとすれば、仁治二年秋、重陽の日に示衆せられた「古鏡」と、寛元元年十一月から翌年春にかけての連続的説示は、どのように理解してよいか、いささか判断に苦しまざるを得なくなる。

『広録』第四巻の初めの方、宝治二年(一二四八)の上堂に分類されるところに、二首の「天童和尚忌上堂」の法語が、一つの上堂をはさんで並んでいる。伊藤秀憲助教授は当該箇所を、「どちらかが建長三年の上堂か」と割注を施しているが、建長二年とされる『広録』第四巻の南嶽の話題は、宝治二年もしくは宝治元年のものとして、指定すること

道元と南嶽「瞞他不得」の話について（鈴木）

はできぬであろうか。もしそれが可能であれば、宗教経験を主軸として思考した場合の、道元の経歴の上からは、すこぶる好都合となる。しかし前述のごとく、その条件となりうる素材は全く存しない。そればかりか、南嶽の「瞞他不得」の話が、如浄の直接的な影響によるものであるということを示す形跡もない。しいて如浄の影響をこの則に導き出すとすれば、前出の波斯匿王と賓都盧尊者との話頭であるが、これを過度に重視することは、類似する他の法語・説示との均衡を破って、適当を欠くもののごとく思われる。

九

道元の仏法において、南嶽の占める位置は高い。当然、その果した役割は深く、効果は大きい。南嶽が提供した数多くの話頭は、道元の仏法を形成する一箇の中軸となつて、久遠の光芒を放っている。それだけに道元に直接する「瞞他不得」の則は、誰人かによって、より深く究められてゆかなければならないであろう。他日を期する所以である。

- 1 駒大・伊藤秀憲助教授の労作『永平広録』説示年代考（駒大・仏教学部論集・第十一号・昭和五十五年・十一月）は、大久保道舟編『道元禅師全集』によりながら、その上堂の整理番号四一一に相当する当該説示を、建長二年（一二五〇）の上堂としているが、本文に説示年次確定の手懸りがいから、当該欄を

空白としている。

- 2 『宗学研究』第二七号・『宗門統要集』と真字『正法眼蔵』——真字『正法眼蔵』の出典の全面的補正——駒大・石井修道教授（昭和六十年三月・駒大・宗学研究所）
- 3 「世間ノ男女老少、多ク雑談ノ次、或ハ交会淫色等ノ事ヲ談ズ。是ヲ以テ心ヲ慰トシ、興言トスルコトアリ。一旦心モ遊戲シ、徒然モ慰ムト云トモ、僧ハ尤モ禁断スベキコト也。——（中略）——我が国モ、近ゴロ建仁寺ノ僧正存生ノ時ハ、一向アカラサマニモ如レ是言語不ニ出来。滅後モ在世ノ門弟子等少々殘留時ハ、一切ニ言ザリキ。近ゴロ七八年ヨリ以來、今出ノ若人達、時々談也。存外ノ次第也」（『正法眼蔵隨聞記』（卷二）。岩波大系本三四九頁。「仏法陵遲シ行コト眼前ニ近シ。予、始入ニ建仁寺ニ時見シト、後七八年ニ次第ニカハリユクコトハ、寺ノ寮々ニ各々塗籠ヲシ、持ニ器物、好ニ美服、貯ニ財物、好ニ放逸之言語、問訊・礼拝等陵遲スルコトヲ以テ思フニ、余所モ被ニ推察也」（同上・巻四・三八四頁）。
- 4 註1の伊藤論文、三・小參の項。同書一八八頁より一九一頁。
- 5 『祖山本永平禅師錄解説』四九頁参照。
- 6 註1に同じ。一八六頁。
- ◎ 道元は、中国禅林における「五參上堂」を、踏襲実践していたのであろう。

（駒沢大学教授）